

立川水系河川整備基本方針を策定したので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 5 項の規定により公表します。

なお、この基本方針は、伊万里土木事務所及び県土づくり本部河川砂防課において閲覧することができます。

平成 22 年 3 月 31 日

佐賀県知事 古 川 康